

印 紙 税 額 一 覧 表 (抄)

平成24年 4 月現在

文 書 の 種 類	印紙税額 (1 通又は 1 冊につき)	主な非課税文書																																	
<p>1 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 (注) 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。 (例) 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など</p> <p>2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 (例) 土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など</p> <p>3 消費貸借に関する契約書 (例) 金銭借入証書、金銭消費貸借契約書など</p> <p>4 運送に関する契約書 (注) 運送に関する契約書には、用船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び運送状は含まれません。 (例) 運送契約書、貨物運送引受書など</p>	<p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 万円以上</td><td>10万円以下のもの</td><td>200円</td></tr> <tr><td>10万円を超え</td><td>50万円以下</td><td>400円</td></tr> <tr><td>50万円を超え</td><td>100万円以下</td><td>1 千円</td></tr> <tr><td>100万円を超え</td><td>500万円以下</td><td>2 千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え</td><td>1 千万円以下</td><td>1 万円</td></tr> <tr><td>1 千万円を超え</td><td>5 千万円以下</td><td>2 万円</td></tr> <tr><td>5 千万円を超え</td><td>1 億円以下</td><td>6 万円</td></tr> <tr><td>1 億円を超え</td><td>5 億円以下</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>5 億円を超え</td><td>10億円以下</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え</td><td>50億円以下</td><td>40万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td></td><td>60万円</td></tr> </table> <p>契約金額の記載のないもの 200円</p>	1 万円以上	10万円以下のもの	200円	10万円を超え	50万円以下	400円	50万円を超え	100万円以下	1 千円	100万円を超え	500万円以下	2 千円	500万円を超え	1 千万円以下	1 万円	1 千万円を超え	5 千万円以下	2 万円	5 千万円を超え	1 億円以下	6 万円	1 億円を超え	5 億円以下	10万円	5 億円を超え	10億円以下	20万円	10億円を超え	50億円以下	40万円	50億円を超えるもの		60万円	記載された契約金額が1万円未満のもの
1 万円以上	10万円以下のもの	200円																																	
10万円を超え	50万円以下	400円																																	
50万円を超え	100万円以下	1 千円																																	
100万円を超え	500万円以下	2 千円																																	
500万円を超え	1 千万円以下	1 万円																																	
1 千万円を超え	5 千万円以下	2 万円																																	
5 千万円を超え	1 億円以下	6 万円																																	
1 億円を超え	5 億円以下	10万円																																	
5 億円を超え	10億円以下	20万円																																	
10億円を超え	50億円以下	40万円																																	
50億円を超えるもの		60万円																																	
<p>上記の1に該当する契約書のうち、「不動産の譲渡に関する契約書」で、記載された契約金額が1千万円を超え、かつ平成9年4月1日から平成25年3月31日までの間に作成されるものは、印紙税額が軽減されています。</p>	<p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 千万円を超え</td><td>5 千万円以下のもの</td><td>1 万 5 千円</td></tr> <tr><td>5 千万円を超え</td><td>1 億円以下</td><td>4 万 5 千円</td></tr> <tr><td>1 億円を超え</td><td>5 億円以下</td><td>8 万円</td></tr> <tr><td>5 億円を超え</td><td>10億円以下</td><td>18万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え</td><td>50億円以下</td><td>36万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td></td><td>54万円</td></tr> </table>	1 千万円を超え	5 千万円以下のもの	1 万 5 千円	5 千万円を超え	1 億円以下	4 万 5 千円	1 億円を超え	5 億円以下	8 万円	5 億円を超え	10億円以下	18万円	10億円を超え	50億円以下	36万円	50億円を超えるもの		54万円																
1 千万円を超え	5 千万円以下のもの	1 万 5 千円																																	
5 千万円を超え	1 億円以下	4 万 5 千円																																	
1 億円を超え	5 億円以下	8 万円																																	
5 億円を超え	10億円以下	18万円																																	
10億円を超え	50億円以下	36万円																																	
50億円を超えるもの		54万円																																	
<p>請負に関する契約書 (注) 請負には、職業野球の選手、映画(演劇)の俳優(監督・演出家・プロデューサー)、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者(演出家、プロデューサー)が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。 (例) 工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など</p>	<p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 万円以上</td><td>100万円以下のもの</td><td>200円</td></tr> <tr><td>100万円を超え</td><td>200万円以下</td><td>400円</td></tr> <tr><td>200万円を超え</td><td>300万円以下</td><td>1 千円</td></tr> <tr><td>300万円を超え</td><td>500万円以下</td><td>2 千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え</td><td>1 千万円以下</td><td>1 万円</td></tr> <tr><td>1 千万円を超え</td><td>5 千万円以下</td><td>2 万円</td></tr> <tr><td>5 千万円を超え</td><td>1 億円以下</td><td>6 万円</td></tr> <tr><td>1 億円を超え</td><td>5 億円以下</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>5 億円を超え</td><td>10億円以下</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え</td><td>50億円以下</td><td>40万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td></td><td>60万円</td></tr> </table> <p>契約金額の記載のないもの 200円</p>	1 万円以上	100万円以下のもの	200円	100万円を超え	200万円以下	400円	200万円を超え	300万円以下	1 千円	300万円を超え	500万円以下	2 千円	500万円を超え	1 千万円以下	1 万円	1 千万円を超え	5 千万円以下	2 万円	5 千万円を超え	1 億円以下	6 万円	1 億円を超え	5 億円以下	10万円	5 億円を超え	10億円以下	20万円	10億円を超え	50億円以下	40万円	50億円を超えるもの		60万円	
1 万円以上	100万円以下のもの	200円																																	
100万円を超え	200万円以下	400円																																	
200万円を超え	300万円以下	1 千円																																	
300万円を超え	500万円以下	2 千円																																	
500万円を超え	1 千万円以下	1 万円																																	
1 千万円を超え	5 千万円以下	2 万円																																	
5 千万円を超え	1 億円以下	6 万円																																	
1 億円を超え	5 億円以下	10万円																																	
5 億円を超え	10億円以下	20万円																																	
10億円を超え	50億円以下	40万円																																	
50億円を超えるもの		60万円																																	
<p>上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、記載された契約金額が1千万円を超え、かつ、平成9年4月1日から平成25年3月31日までの間に作成されるものは、印紙税額が軽減されています。</p>	<p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 千万円を超え</td><td>5 千万円以下のもの</td><td>1 万 5 千円</td></tr> <tr><td>5 千万円を超え</td><td>1 億円以下</td><td>4 万 5 千円</td></tr> <tr><td>1 億円を超え</td><td>5 億円以下</td><td>8 万円</td></tr> <tr><td>5 億円を超え</td><td>10億円以下</td><td>18万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え</td><td>50億円以下</td><td>36万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td></td><td>54万円</td></tr> </table>	1 千万円を超え	5 千万円以下のもの	1 万 5 千円	5 千万円を超え	1 億円以下	4 万 5 千円	1 億円を超え	5 億円以下	8 万円	5 億円を超え	10億円以下	18万円	10億円を超え	50億円以下	36万円	50億円を超えるもの		54万円																
1 千万円を超え	5 千万円以下のもの	1 万 5 千円																																	
5 千万円を超え	1 億円以下	4 万 5 千円																																	
1 億円を超え	5 億円以下	8 万円																																	
5 億円を超え	10億円以下	18万円																																	
10億円を超え	50億円以下	36万円																																	
50億円を超えるもの		54万円																																	
<p>1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 (注) 1 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること(権利を設定することを含みます。)による対価及び役務を提供することによる対価をいい、手付けを含みます。 2 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。 (例) 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など</p>	<p>記載された受取金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>100万円以下のもの</td><td>200円</td></tr> <tr><td>100万円を超え</td><td>400円</td></tr> <tr><td>200万円を超え</td><td>600円</td></tr> <tr><td>300万円を超え</td><td>1 千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え</td><td>2 千円</td></tr> <tr><td>1 千万円を超え</td><td>4 千円</td></tr> <tr><td>2 千万円を超え</td><td>6 千円</td></tr> <tr><td>3 千万円を超え</td><td>1 万円</td></tr> <tr><td>5 千万円を超え</td><td>2 万円</td></tr> <tr><td>1 億円を超え</td><td>4 万円</td></tr> <tr><td>2 億円を超え</td><td>6 万円</td></tr> <tr><td>3 億円を超え</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>5 億円を超え</td><td>15万円</td></tr> <tr><td>10億円を超えるもの</td><td>20万円</td></tr> </table> <p>受取金額の記載のないもの 200円</p>	100万円以下のもの	200円	100万円を超え	400円	200万円を超え	600円	300万円を超え	1 千円	500万円を超え	2 千円	1 千万円を超え	4 千円	2 千万円を超え	6 千円	3 千万円を超え	1 万円	5 千万円を超え	2 万円	1 億円を超え	4 万円	2 億円を超え	6 万円	3 億円を超え	10万円	5 億円を超え	15万円	10億円を超えるもの	20万円	<p>次の受取書は非課税</p> <p>1 記載された受取金額が3万円未満のもの</p> <p>2 営業に関しないもの</p> <p>3 有価証券、預貯金証書など特定の文書に追記した受取書</p>					
100万円以下のもの	200円																																		
100万円を超え	400円																																		
200万円を超え	600円																																		
300万円を超え	1 千円																																		
500万円を超え	2 千円																																		
1 千万円を超え	4 千円																																		
2 千万円を超え	6 千円																																		
3 千万円を超え	1 万円																																		
5 千万円を超え	2 万円																																		
1 億円を超え	4 万円																																		
2 億円を超え	6 万円																																		
3 億円を超え	10万円																																		
5 億円を超え	15万円																																		
10億円を超えるもの	20万円																																		
<p>2 売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書 (例) 借入金の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など</p>	<p>1 通につき 200円</p> <p>受取金額の記載のないもの 200円</p>																																		